

# ○熊本県警察本部長の権限に属する事務の決裁及び専決に関する訓令

平成19年3月14日  
本部訓令第9号

熊本県警察本部長の権限に属する事務の専決に関する訓令(平成13年熊本県警察本部訓令甲第2号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、熊本県警察本部長(以下「警察本部長」という。)の権限に属する事務の一部を、熊本県警察本部(以下「警察本部」という。)の部長若しくは課長等(警察本部の課長、所長及び隊長をいう。以下同じ。)、熊本市警察部(以下「市警察部」という。)の部長若しくは課長、警察学校長又は警察署長に専決させることにより、熊本県警察の事務運営の合理化に資することを目的とする。

(警察本部長の決裁)

第2条 警察本部長の権限に属する事務のうち、警察本部長の決裁を要する事項については、別表に定めるとおりとする。

(部長等の専決)

第3条 警察本部の部長及び課長等、市警察部の部長及び課長並びに警察学校長は、別表の第1に定める事務を専決することができる。

2 警察署長は、別表の第2に定める事務を専決することができる。

(専決の特例)

第4条 警察本部の部長及び課長等、市警察部の部長及び課長並びに警察学校長は、前条の規定により専決することができる事務の一部を、次に掲げる者にそれぞれ専決させることができる。

(1) 警察本部の部長 参事官

(2) 警察本部の課長等、市警察部の課長及び警察学校長 課長補佐等以上の下位の者

(類推による専決)

第5条 この訓令に定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、業務を所管する課長等と協議の上、この訓令に準じて専決とすることができる。

附 則

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 改正後の熊本県警察本部長の権限に属する事務の決裁及び専決に関する訓令の規定は、会計年度により管理する行政文書については、平成19年度の行政文書から適用し、平成18年度の行政文書については、なお従前の例による。

附 則(平成19年6月1日本部訓令第12号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成19年12月7日本部訓令第22号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、法の施行の日（平成19年12月10日）から施行する。
- 2 [略]
- 3 [略]

附 則(平成20年3月18日本部訓令第4号)

この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成20年12月1日本部訓令第21号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 [略]  
(熊本県警察本部長の権限に属する事務の決裁及び専決に関する訓令の一部改正に伴う経過措置)
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督に係る警察本部長の決裁事項、部長の専決事項及び課長等の専決事項については、この訓令による改正後の熊本県警察本部長の権限に属する事務の決裁及び専決に関する訓令別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月22日本部訓令第22号)

この訓令は、平成20年12月22日から施行する。

附 則(平成21年3月13日本部訓令第3号)

この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(平成21年7月3日本部訓令第7号)

この訓令は、平成21年7月3日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日本部訓令第 10 号)抄  
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 12 日本部訓令第 1 号)  
この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 9 日本部訓令第 7 号)  
この訓令は、平成 25 年 9 月 9 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 17 日本部訓令第 3 号)  
この訓令は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 13 日本部訓令第 1 号)  
この訓令は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日本部訓令第 4 号)  
この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 26 日本部訓令第 15 号)  
この訓令は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 30 日本部訓令第 11 号)  
この訓令は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 19 日本部訓令第 3 号)  
この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 8 月 16 日本部訓令第 8 号)  
この訓令は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 2 月 24 日本部訓令第 2 号)  
この訓令は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 8 日本部訓令第 3 号)  
この訓令は、令和 4 年 3 月 11 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 14 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則(令和5年3月3日本部訓令第4号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

※ 別表 (略)